

令和2年3月10日

関係者各位

株式会社愛媛建築住宅センター
代表取締役 井上 竜治

建築基準法に基づく完了検査の円滑な実施について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国内の建築工事において、トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等（以下『トイレ等』といいます）を納品することが困難な状況が発生しています。

このような案件について、国土交通省住宅局建築指導課長より指定確認検査機関あてに『完了検査の円滑な実施について』（令和2年2月27日付け国住指第3960号）が通知されているところです。これを踏まえ弊社でも完了時の検査を速やかに実施するために、下記事項を定めましたのでお知らせいたします。

記

1. 完了検査申請に伴う申出書（別紙）の提出

トイレ等が未設置の状態ですべて完了検査済証を交付することによるトラブルを未然に防ぐため、建築主、設計者（工事監理者）、工事施工者の3者の了承が必要です。

2. 写真の提出について

トイレ等を設置後、すみやかに写真を提出ください。場合によっては再検査を求められることがあります。

3. 軽微な変更について（例）

(1) システムキッチンが設置されていない場合

軽微な変更（省令第3条の2第十五号）に該当するものとする。

ただし、法第28条第3項の規定による換気設備（換気計算）に影響がない場合に限る。

(2) ユニットバスが設置されていない場合

軽微な変更（省令第3条の2第十五号）に該当するものとする。

ただし、法第28条の2の規定によるシックハウス対策の（24時間）換気設備に影響がない場合に限る。

(3) 居室等のドアが設置されていない場合

軽微な変更（省令第3条の2第十号）に該当するものとする。

ただし、法第28条第1項の規定による採光計算や、法第28条の2の規定によるシックハウス対策に係る換気経路等について、影響がない場合に限る。

4. 軽微な変更には該当しない（事前に計画変更申請が必要です）

トイレの衛生設備（便器（ロータンク含む。))が設置されていない場合軽微な変更には該当しないものとする。

（理由：法第31条の規定により、便所は（汲取り便所を除き）水洗式により汚物を公共下水道又は合併処理浄化槽に有効に放流するものであるが、単に配管が接続されているだけでは、当該規定を満足しているとはいえないため。）

また計画変更をした場合であっても、完了検査申請に伴う申出書（別紙）と写真の提出が必要です。

5. その他

- ・軽微な変更には該当する場合は、完了検査申請書3面【10.確認以降の軽微な変更の概要】に変更内容を明示してください。
- ・フラット35を使用している場合は、フラット35の規定による。ただし、上記『4.軽微な変更には該当しない』に該当する場合は計画変更申請が必要となります。
- ・フラット35を使用している場合は、完了検査申請に伴う申出書（別紙）の提出は不要です。

以上

完了検査申請に伴う申出書

株式会社 愛媛建築住宅センター
代表取締役 井上 竜治 様

建築主氏名	住所
	氏名 印
	TEL
設計者 (工事監理者)	住所
	事務所名
	氏名 印
	TEL
工事施工者	住所
	会社名
	氏名 印
	TEL

建築確認済証 番号・交付日	第 ー 号
	令和 年 月 日
	地名地番

未設置の設備	
--------	--

建築基準法に基づく完了検査を申請する建築物について、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等（以下『トイレ等』といいます）の部品の供給が滞っていることから、現時点においてもトイレ等が未設置の状態となっております。

つきましては、下記事項を誓約しますので、トイレ等が未設置の状態でも完了検査済証を交付していただきますようお願いいたします。

記

1. 未設置のトイレ等について、納品され次第速やかに設置し写真を提出いたします。
2. トイレ等が未設置のままローン等が実行されたことに起因して発生したトラブルについては、全て私どもで解決します。
3. (株)愛媛建築住宅センターが追加の調査、現場検査等の必要があると認めた場合は、これに協力します。

以上